

第 206 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 4 年 2 月 25 日(火) 午前 9 時 ～ 午前 10 時 40 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (18名)※新型コロナウイルス感染症対応のため農業委員のみの出席とする

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	12 番 松 原 武 雄
13 番 磯 田 光 徳	14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 備 造
17 番 勝 部 定 次	18 番 金 倉 弘 美		

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 山 昇

5. 欠席委員 な し

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出について

報告第 2 号 農地の農業用施設転用に関する届出について

報告第 3 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地利用集積計画の承認について (所有権の移転)

議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定・一括方式)

議案第 5 号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第206回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名。出席者は18名中18名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7番 古田川委員、8番 内田委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号から議案第5号まで、順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積2,190㎡他で計4,132㎡。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。工事発注者 奥出雲町、所在地 奥出雲町三成358番地1。請負業者 △△△△、所在地 ●●●●番。着工時期 令和4年2月3日。完了時期 令和4年4月30日。工事名 ■■■■線道路(新設)工事。廃土量5,000㎡。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、報告第2号、農地の農業用施設転用に関する届出について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	報告第2号、農地の農業用施設転用に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積269㎡のうち178㎡。届出者 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用の理由 農業用施設。用途区分変更については、県の同意を得て、令和3年12月23日に公告されています。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、報告第3号、農地の合意解約に関する届出について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	報告第3号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積968㎡他で計11,208㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和4年1月30日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年1月30日。解約の理由、双方の合意による。

事務局	番号2、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,427㎡他で計10,904㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和4年1月10日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年1月10日。解約の理由、賃借人の都合による。 番号3、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積25,174㎡他で計41,589㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和4年2月1日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年2月1日。解約の理由、借人の都合による。 番号4、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,183㎡他で計4,510㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和4年1月20日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年1月20日。解約の理由、双方の合意による。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和4年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外25筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は1,768㎡他で計30,945㎡。権利種別、3条使用貸借。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は使用貸借による権利の設定です。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。権利の設定は、許可の日から10年間です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外17筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は2,138㎡他で計14,093㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は245,8aです。対価は総額100万円です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は869㎡他で計1,224㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は12.2aです。先月の総会で別段面積の承認をいただいた、空き家付き農地です。告示日は令和4年1月25日です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は3,183㎡他で計4,510㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は928aです。対価は総額60万円です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番石原委員。
11番	番号1について、11番石原が補足説明させていただきます。この案件につきましては農業委員の〇〇〇〇さんで、10年前にも農業者年金の受給ということで3条の使用貸借があったわけですが、今回これがキリということで再度申請があったものです。△△△△さんは〇〇〇〇さんのお子さんでございます。■●●●地区から□□□□地区に亘っての点在する農地でございます。場所について簡単に説明しておきます。□□□□に点在しております。その次、■●●●の3筆は□□□□の周辺にございます。□□□□の筆は■●●●に点在する田畑でございます。以前から良好な管理をしておいでですので何の問題も無いと考えます。□□□□地区については内田さんをお願いしたいと思います。
8番	□□□□について8番内田が補足説明いたします。場所は□□□□自治会というところになります。結構な筆数になりますが草刈り等々維持管理もきちんとされておりまして問題無いと考えます。■●●●については■●●●自治会になります。先ほどの□□□□と続いた田圃になります。ここも草刈り等きちんと維持管理がされておりますので何ら問題は無いと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。4番若槻委員。
4番	番号2について、4番若槻が補足説明させていただきます。譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の△△△△さんとも□□□□自治会の方でいとお同士であると聞いております。〇〇〇〇さんは近年体調を崩されて十分な農業の耕作が出来ておりませんでした。後継者の方もおられないためいこの△△△△さんに話が行ったようです。△△△△さんですが、一町くらいの田圃も耕作しております。場所ですが、〇〇〇〇さんのお宅がでございます。半分くらいの筆数が家の周辺にございますが、後の半分はそこからまた300mくらい奥の方へ上がりまして右と左の方に点在しております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。5番大坂委員。

5番	番号3について、5番大坂が補足説明させていただきます。先ほど局長さんの方から話がありましたように、空き家付き農地ということで申請をしていた件でございます。場所ですが、■■■■の集会所がございます。集会所から1.2km 先へ行った所が本件でございます。家の前に1筆、家の後ろに2筆の畑がございます、少し手をかければ耕作が出来るという状況でございます。問題は無いと思いますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。2番中林委員。
2番	4番について補足説明をいたします。○○○○さんは■■■■自治会の方でございます。□□□□がこの田圃で、山に沿っておりますのでイノシシが出て困っていたところ△△△△さんに話が行ったそうです。△△△△さんは手広くやっておられまして管理等問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。申請人氏名○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。転用目的は墓地等。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。資料3に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。下の丸い点の付近です。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積10㎡。申請人氏名○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。資料4に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。左中ほどの丸い点の付近です。

事務局	以上の案件につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。16番安部委員。
16番	番号1について16番安部が補足説明いたします。場所は■■■■地内で、■■■■公会堂から300m入った所です。墓地を移転ということで立地についても問題無いということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番古田川委員。
7番	番号2について7番古田川が補足説明いたします。■■■■集落に入る道がございますが、その入り口が〇〇〇〇さんのお宅で、この近くになかなか良い場所が無いということで、申請の通り少し離れた所に墓地を造りたいということで問題は無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和4年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積25, 174㎡他で計43, 846㎡。内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。所有権の移転を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑。売買価格につきましては、1, 000, 000円

事務局	です。移転の時期、令和4年2月25日。ここで補足説明をさせていただきます。
農業振興課長	農業振興課の荒川と申します。当課が非常に大きく関わっている案件ですので私の方からご説明をさせていただきます。もともとこの所有権移転は平成17年から平成18年にかけて□□□□の開発未利用地の利用を促進するということで、場所は□□□□という開発畑で■■■■■を生産するということで◇◇◇◇さんが平成17年度に計画をされ平成18年度に建設をされたものです。当初は■■■■■ということで大阪市場やこちらの直売所へ出荷をされておりましたが、やはり■■■■■というのは□□□□ため生産量が伸びないということで次第に経営が悪化してしまい最終的には畳むことになり、その際に◆◆◆◆さんが受けてやるということで破産管財人を通してこの土地を100万円で購入されました。ただ、企業でございますので当然農地が持てません。◆◆◆◆の下には様々なグループ子会社があるわけですがその中の一つが今回の○○○○です。○○○○さんに所有権移転をする際に平成23年の農業委員会にも上程をさせていただきましたが、本来であれば○○○○さんが農地をそのまま耕作するということですが、▲▲▲▲の方ではなかなかできないということがございます。そういった中で皆様方のご理解を賜り所有権移転をさせていただいたところでございます。実際には○○○○が農地を取得し、同じく◆◆◆◆の子会社であります▽▽▽▽が経営を行っております。▽▽▽▽の中に▼▼▼▼という会社を作りましてそこが実際の経営にあたっております。令和3年度の実績ですが、■■■■■の生産は205t、販売額は8,300万円余り、正社員5名、パート12名で経営を行っていただいております。昨今の社会情勢の中、◆◆◆◆の方も子会社の統廃合を行うということでこの度▼▼▼▼と○○○○を合併することになりました。ただ▼▼▼▼は◆◆◆◆100%の出資会社でありまして農地の所有権移転が出来ず合併が出来ないということで今回町内で様々な所をお願いをさせていただいたところですが、△△△△に所有権を移転して、再度賃貸借で現在運営を行っております▼▼▼▼へ委託をして引き続き運営を行うということでございます。これによりまして○○○○は所有する農地が無くなり▽▽▽▽と合併が出来るということでございます。たいへんご面倒をおかけしますがご理解いただきご協力を賜りますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。
議長	事務局および荒川課長の説明が終わりました。続いて担当委員の補足説明をお願いします。16番安部委員。
16番	先ほど荒川課長の説明があった通りでございまして、開発農地で誘致をした企業ということで町の方でいろいろご苦労されたようです。結果、△△△△の方で受けていただいたということで、問題無いと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和4年2月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。

事務局	農地中間管理機構((公)しまね農業振興公社)を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1は、〇〇〇〇。農地の所在、□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 842㎡他で計7, 355㎡。利用権を設定する者の氏名、△△△△、住所、●●●●番。利用目的は田。期間は10年1ヵ月、賃貸借です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。6番足立委員。
6番	6番足立が補足説明いたします。この現場は□□□□自治会になりますが、■●●●に計3筆の田圃があります。〇〇〇〇さんは元気で働いてはおられますがお子さんとも別居中ですのでご自身の体調を考慮して農業公社へ相談され、今回△△△△さんへお願いされたということです。△△△△さんは既にその隣で5反くらい耕作されておりますし、何ら問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権貸借)の承認について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和4年2月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 197㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は4年9ヶ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 655㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 218㎡他で計3, 244㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は485. 5aです。利用目的は田。期間は3年、使用貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 906㎡で計4, 300㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営

事務局	面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積968㎡他で計3,206㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は87.6aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,645㎡他で計3,844㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は135.9aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,217㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は149.8aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,152㎡他で計4,397㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は959.8aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,774㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号10、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,427㎡他で計10,904㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は1,171.7aです。利用目的は田。期間は2年10ヵ月、賃貸借です。 番号11、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,717㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は1,079.8aです。利用目的は田。期間は3年11ヶ月、賃貸借です。 番号12、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積311㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年11ヶ月、賃貸借です。 番号13、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,025㎡他で計3,291㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号14、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/畑。面積1,716㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は175.5aです。利用目的は畑。期間は4年11ヶ月、使用貸借です。
-----	---

事務局	番号15、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 138㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は133. 4aです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号16、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3, 313㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号17、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 377㎡他で計3, 630㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は2年9ヵ月、賃貸借です。 番号18、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 883㎡他で計5, 072㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号19、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積669㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑。期間は5年、賃貸借です。 番号20、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 351㎡。他で計10, 604㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は8, 295. 3aです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号21、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 675㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号22、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 415㎡他で計3, 872㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号23、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積942㎡他で計3, 462㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号24、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 253㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号25、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積517㎡他で計7, 521㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用
-----	---

事務局	権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号26、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,088㎡他で計4,726㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号27、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,529㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。 番号28、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,546㎡他で計9,700㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は375.6aです。利用目的は田。期間は2年11ヶ月、賃貸借です。 番号29、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積467㎡他で計7,037㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号30、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積402㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は8,193.3aです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号31、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,433㎡他で計4,995㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号32、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,000㎡他で計4,196㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は8,231.2aです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号33、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,905㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号34、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,412㎡他で計5,051㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
-----	--

議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番石原委員。
11番	11番石原が補足説明いたします。場所は□□□□の1筆が〇〇〇〇さんの所有地でございますが、△△△△さんは再設定ですし管理もきちんとされており何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。 続いて番号2番号3は受け手が同じでございますので補足説明をお願いいたします。15番宇田川委員。
15番	15番宇田川が補足説明させていただきます。再設定でございます。△△△△さん、ご高齢ですがもう少し頑張ってみるということです。2番は□□□□付近の田圃です。3番もだいたい同じような場所ですが、〇〇〇〇さんの田圃を新しく作るということです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号2について可とすることに決しました。 続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番石原委員。
11番	11番石原が補足説明させていただきます。この2筆は□□□□自治会に位置しております。■ ■ ■に〇〇〇〇さんのお宅があり隣接地に田圃があります。その周辺で△△△△さんが耕作をしておられ、地番も続きで再設定でもあり、耕作については□□□□営農組合で作業を委託されており、きちんとした管理をされております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号5、6、7について出し手が同じでございますので続けて担当委員の補足説明をお願いいたします。8番内田委員。
8番	番号5、6、7について8番内田が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんは■■■■の集会所があり、そこから100mくらいの所にご自宅があります。田圃は全て付近にあります。今までは□□□□の△△△△さんがしておられましたが諸事情で解約されたということで誰か借り手をということだったのですが、ご覧のように近所の若い方たちが手分けして作っていくということで3反くらいずつ分けて3人の方が耕作するということです。番号5の△△△△さん、番号6の△△△△さん、番号7の△△△△さんも〇〇〇〇さんと同じ■■■■自治会の隣近所ということで何の問題も無いと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号5、6、7については一括質疑承認にしたいと思いますがご異議ございませんか。 (はいの声) 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号5、6、7について可とすることに決しました。 次、番号8、9、10、11、12について続けて補足説明をお願いいたします。3番立石委員。
3番	3 番立石が補足説明をさせていただきます。まず8番ですが□□□□地区の■■■■自治会にある農地です。〇〇〇〇さん、△△△△さんとも■■■■自治会の方です。△△△△さんは認定農業士としてたくさんの農地を耕作していただいております。〇〇〇〇さんの農地の近くにも耕作しておられる農地があります。問題無いかと思います。9番の農地は□□□□地区の■■■■自治会にございます。■■■■の集会所があり、そこに隣接した農地です。〇〇〇〇さん、△△△△さんは隣同士でございます。従来から△△△△さんが耕作をしておられて問題無いかと思います。番号10は先ほど報告第3号番号2で合意解約がなされた農地です。土地は□□□□地区の■■■■自治会で、従来耕作をしておられた●●●●さんが体調を崩されたということで合意解約がなされ、今回△△△△の方で耕作をしていただくというものです。△△△△の方も近くで耕作しておられる農地がありますので問題無いと思います。11番は■■■■自治会にある農地です。□□□□に△△△△の作業場があります。そこに隣接した田圃でございまして問題は無いかと思います。12番も■■■■自治会の農地です。〇〇〇〇さんは現在▲▲▲▲にお住まいですが、従来から△△△△へお願いしておられるものです。いずれも問題は無いかと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号8について可とすることに決しました。 議案第5号番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号9について可とすることに決しました。 続いて議案第5号番号10、11、12については受け手が同じですので一括質疑にしたいと思いますがご異議ございませんか。 (はいの声) 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号10、11、12について可とすることに決しました。 次、番号13について担当委員の補足説明をお願いします。10番石原委員。
10番	10番石原が13番について補足説明させていただきます。□□□□に〇〇〇〇さん宅と、その周辺に今回の農地があります。再設定ですし△△△△さんもきちんと管理されていますので問題無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号13について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号13について可とすることに決しました 次、番号14について担当委員の補足説明をお願いします。5番大坂委員。
5番	5番大坂が番号14について補足説明させていただきます。〇〇〇〇さん、△△△△さんともに□□□□自治会の方です。□□□□集会所より■■■■行った所が申請地です。新規ですが今までも△△△△さんが耕作をしてあげておられましたし、管理の方もしっかりされていますので問題無いと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号14について可とすることに決しました。 次、番号15、16について受け手が同じですので続けて担当委員の補足説明をお願いします。 13番磯田委員。
13番	番号15、16について13番磯田が補足説明いたします。□□□□に〇〇〇〇さんの家があり周辺に2枚の田圃があります。〇〇〇〇さんは多少体調を悪くされており出かけられる事も多いため十分な管理が出来ないということで、近くの△△△△さんに再設定と新規を合わせてお願いされたということです。△△△△さんも耕作されるのに十分な労力もあり何の問題も無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	続いて議案第5号番号15、16について一括質疑にしたいと思いますがご異議ございませんか。 (はいの声) 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号15、16について可とすることに決しました。 次、番号17について担当委員の補足説明をお願いします。13番磯田委員。
13番	番号17について13番磯田が補足説明いたします。〇〇〇〇さんは現在□□□□には住んでおられず、■●■●時点で△△△△さんをお願いされたわけです。△△△△さんは〇〇〇〇さんの親戚の友人ということで、●●●●にお住まいで遠いですが快く受けられて今回再設定ということです。場所は□□□□付近にありまして、■●■●の一部にもなっております。■●■●は田植え後、稲刈り後と年二回■●■●されますのできちんと管理もなされており何の問題も無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号17について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号17について可とすることに決しました。 次、番号18、19について受け手が同じですので続けて担当委員の補足説明をお願いします。 16番安部委員。

16番	番号18、19について16番安部が補足説明させていただきます。場所は□□□□くらい行くと△△△△さんのお宅があり、その周辺の2筆が番号18の〇〇〇〇さんと番号19の〇〇〇〇さんの田圃です。再設定ですし適切に管理されておりますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	続いて議案第5号番号18、19について一括質疑にしたいと思いますがご異議ございませんか。 (はいの声) 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号18、19について可とすることに決しました。 次、番号20、23、24、26、29、30、31、32、34について受け手が同じですので一括して担当委員の補足説明並びに質疑承認に入りたいと思いますがよろしいですか。 (はいの声) それでは番号20について安部委員、番号23、24について中林委員、番号26、29、30、31、32、34について古田川委員さん、続けて補足説明をお願いします。
16番	番号20について16番安部が補足説明いたします。場所は□□□□公会堂周辺の田圃です。その周辺も△△△△さんが作っておられるということで適切に管理されると思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	続いて23番、24番について2番中林委員をお願いします。
2番	2番中林が番号23番、24番について補足説明をさせていただきます。場所は□□□□にあるのが番号23の〇〇〇〇さんの田圃です。番号24の〇〇〇〇さんの田圃はそこからさらに200mくらい上がったところにあります。草刈り等の管理もされておまして問題は無いと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	次、続けてお願いいたします。
7番	7番古田川が補足説明をさせていただきます。26番〇〇〇〇さんの件ですが、□□□□の田圃です。再設定です。29番の〇〇〇〇さんですが、□□□□に並んだ田圃です。これも再設定です。30番の〇〇〇〇さんですが、新規となっておりますが31番の3枚めの■■■■が〇〇〇〇さんの自宅の隣にある田圃で、その隣にある少し小さい田圃ですが新規でお願いするというものです。31番は□□□□から少し上がった川沿いの田圃で、再設定です。32番の〇〇〇〇さんはこちらにおられないということで、場所は□□□□に2枚あります。新規でお願いするということです。34番の△△△△さんですが、元は□□□□自治会に上がって行った所の〇〇〇〇さんのお宅の田圃ですが、今は誰もおられないということで△△△△さんが管理をされているということです。再設定です。いずれの場所もきちんと管理がなされており問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしく願いします。

議長	補足説明が終わりました。番号20、23、24、26、29、30、31、32、34について一括質疑承認に入りたいと思いますがご異議ございませんか。 (はいの声) 質疑ございませんか。
15番	32番についてですが、離農給付金には該当しますか。
議長	公社を通じてやった場合には出ると思いますが、相対では無いという認識でおります。それでよろしいでしょうか。
15番	はい。わかりました。
議長	可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5番号20、23、24、26、29、30、31、32、34について可とすることに決しました。 次、番号21、22、25については、△△△△さんの受け手になっておりますので、続けて補足説明をお願いします。2番中林委員。
2番	2番中林が21番、22番、25番について補足説明をさせていただきます。まず21番の〇〇〇〇さんは□□□□自治会の方です。■●●●にある田圃です。22番は■●●●にあります。25番の〇〇〇〇さんは■●●●自治会の方です。□□□□にある田圃です。△△△△さんはいずれも草刈り等されておりまして、別に問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。番号21、22、25について一括質疑承認に入りたいと思いますがご異議ございませんか。 (はいの声) 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5番号21、22、25について可とすることに決しました。 次、番号27について担当委員の補足説明をお願いいたします。9番藤原委員。
9番	9番藤原が補足説明をさせていただきます。27番の〇〇〇〇様の農地の所在ですが、■●●●にあります。■●●●の圃場です。再設定ということで△△△△さんがちょうど隣で耕作されており何ら問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5番号27について質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号27について可とすることに決しました。 次、番号28について担当委員の補足説明をお願いいたします。9番藤原委員。
9番	9番藤原が補足説明いたします。〇〇〇〇様の農地の所在は、■■■■です。先ほどご説明した圃場の近くですが、■■■■の圃場で5筆あります。この圃場の近くに△△△△さんのご自宅がありお願いされたという経緯があります。△△△△さんは近くに圃場も持っておられ耕作もされており何ら問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号28について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号28について可とすることに決しました。 次、番号33について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番古田川委員。
7番	7番古田川が補足説明いたします。33番の所在地ですが、■■■■です。縁戚関係で従来から作っておられるということで問題無いと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号33について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号33について可とすることに決しました。 次、その他について、事務局お願いいたします。 来月も含め当面の総会については、総務課と協議の結果、コロナウイルス感染症の状況を鑑み農業委員のみの出席により開催することといたしましたのでよろしくお願いします。 以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は3月24日(木)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 7番 ⑩

議事録署名委員 8番 ⑩